理事の職務権限規程

第１章 総則

（目的）

第１条 この規程は、認定特定非営利活動法人フリースクール木のねっこ（以下「この法人」という。）の理事の職務権限を定め、業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

（法令等の順守）

第２条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第２章 理事の職務権限

（理事）

第３条 理事全員は、この法人を代表する。

２ 理事は、理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより職務を執行する。

（理事長）

第４条 理事長は、理事の代表として、この法人の業務を統括して管理する。

（副理事長）

第５条 副理事長の職務権限は、法令、この法人の定款及び別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

（1) 理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又

は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

（2）毎事業年度1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

第３章 補則

（細則）

第６条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により

別に定めることができる。

（改廃）

第７条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、2019 年 8 月 1日から施行する。（2019 年 7 月 30日理事会決議）

（別表）理事の職務権限

項目

決裁権者

理事長

（役割）

・この法人を代表し、その業務を総理

・理事会を招集し、議長としてこれを主宰

・事業計画案及び予算案の作成に関すること

・事業報告案及び決算案の作成に関すること

・人事及び給与制度の立案及び報告に関すること

・重要な使用人以外の者の任用に関すること

・規程案の作成に関すること

・支出に関すること

・外部に対する文書発簡

・特に重要なもの

・重要なもの

・比較的重要なもの

・一般事務連絡

副理事長

・理事長を補佐し、この法人の業務を執行

・理事長の事故時等の職務執行